

『電気通信事業ガバナンスの 在り方と実施すべき措置』 に対する意見

2021年12月28日

一般社団法人 日本経済団体連合会

専務理事 根本勝則

1. 総論

①規律の内容に関する懸念

- 個人データの円滑な利活用を促進しつつ個人の権利利益を保護するうえでは、**一貫した法制度**が不可欠。電気通信事業法の規
律内容・対象を拡大し、個人情報保護委員会が所管する**個人情報
保護法の領域に事業法の規律を新たに設けることは不適切**。
- とりわけ、令和2年改正個人情報保護法において、データの保
護・利活用への十分な配慮に基づき「個人関連情報」に関する
規定が新設されたなか、「電気通信役務利用者情報」を個人情
報保護法の領域に規律することは、**電気通信事業法が本来規律
すべき範囲を大幅に逸脱する懸念**。
- また、「**電気通信役務利用者情報**」の内容および**同情報**に関す
る**規律の対象範囲が不明瞭**であり、事業者の不安を増幅。

②規律の実効性に関する懸念

- 公平な競争環境を担保するうえで、**域外適用の実効性や、国際的な法制度との整合性をどのように確保するのかが不明。**

③検討の経緯に関する懸念

- 限られたメンバーによる非公開の場で検討の大半がなされてきたことから、規律の対象となり得る多くの事業者の理解が深まっていない。**改めて幅広いステークホルダーを含めたうえで十分な議論**を行うことが必要。
- 経済安全保障の観点から、情報の漏えい・不適正な取扱い等の防止が重要であることは論を俟たないが、効果的かつ必要十分な政策を実現するための議論が不十分。本検討会におけるZHDからの**ヒアリング内容、あるいは本検討会で示された立法事実と、今回示された検討結果との関係が不明。**

2. 各論

① 「電気通信役務利用者情報」

- 「電気通信サービスの利用者に関する情報」のうち、法規制すべきものの取扱いルールについては、既に十分な議論のうえで個人情報保護法において規定。それにもかかわらず、「**通信の秘密**」を逸脱した情報の取扱いを**電気通信事業法において新たに規律することは不適切**。
- 「電気通信役務利用者情報」の内容および同情報に関する規律の対象となる事業者の**範囲を明確に示すべき**。

「電気通信役務利用者情報」の内容（本検討会資料より）

情報の種類		例
「個々の通信に関する情報」	通信内容	通信文面、通話内容、伝送されたコンテンツ等
	通信の構成要素	通信の日時・場所、通信当事者の氏名・住所・電話番号、通信当事者の識別情報等
「電気通信サービスの利用者に関する情報」	利用者から提供された情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の契約者情報 ・プロフィール写真、利用者が入力した情報等
	通信サービスを提供する中で取得した情報、知り得た情報（行動履歴等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ログインに必要な識別情報、クッキー技術を用いて生成された識別情報、契約者・端末固有ID等 ・通信履歴、ウェブページ上の行動履歴、アプリケーションの利用履歴、位置情報、システム利用ログ等

既に「通信の秘密」として保護

個人情報法の領域を侵食or上乗せ

※個人情報法では個人に関する情報を保護

②全ての電気通信事業者に対する規律

- 個人情報の安全管理および委託先の監督については、**既に十分な議論がなされたうえで、個人情報保護法において規定**。一貫した法制度を維持する観点から、**領域に侵食した規律を新たに設けるべきでない**。
- 「その他の電気通信役務利用者情報を適切に取扱うために必要な措置」の将来的な規定について、**事業者の予見可能性を確保する観点から、一定の限度を設けるべき**。

全ての電気通信事業者に対する規律

①電気通信役務利用者情報の**安全管理**
(例：サーバーの保護措置、従業員の監督、サイバーセキュリティ対策等)

②**委託先の監督等**

個人情報法の領域
に侵食

③ 「特に大規模な電気通信事業者」に対する規律

- 規律の対象となる事業者を「利用者数」に基づいて定めることは不適切。規律の目的を達成するうえで適切な、実態に即した判断基準について検討すべき。
- 電気通信設備の所在国や電気通信役務利用者情報を取扱う業務を委託した第三者の所在国の明記を義務付けることについて、**セキュリティの観点から適切かどうか、十分に議論すべき**。外国政府等によるアクセスを制限することにつながるわけではなく、**経済安全保障等に資するのか疑問**。
- 「電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに関する評価の実施と対策への反映」について、**具体的な内容を明示すべき**。

特に大規模な電気通信事業者（利用者数1000万人以上）に対する規律

①電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに関する**取扱規程の策定・届出**

②電気通信役務利用者**情報統括管理者の選任**

③電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに係る**方針の策定及び公表**
「…必要な記載事項としては、例えば、取得する電気通信役務利用者情報の内容、電気通信役務利用者情報を保管する**電気通信設備の所在国や電気通信役務利用者情報を取扱う業務を委託した第三者の所在国を明記**すること等が考えられる」（『電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置』より）

④電気通信役務利用者情報の**適正な取扱いに関する評価の実施と対策への反映**

④ 「電気通信事業を営む者」に対する規律

- 電気通信事業を営む者の**具体的な範囲が不明瞭**。また、これまで電気通信事業法の適用除外を受けてきた者に**新たな規律を課す必要性を明らかにすべき**。
- 令和2年改正個人情報保護法においてデータの保護・利活用への十分な配慮に基づき「個人関連情報」が新設され、真に個人への影響が懸念される場合に限定し、**意味のある本人同意を規定**。こうしたなか、第三者への情報の送信全般について利用者の同意取得やオプトアウトを幅広く義務付けることは、**同意の形骸化を加速し、個人関連情報規制の効果を妨げる懸念**。
- 施行直前の追加規制による混乱も懸念されることから、**まずは個人関連情報に関する令和2年改正個人情報法の施行と評価を行うべき**。

電気通信事業を営む者に対する規律

利用者に対して電気通信役務を提供する際に、電気通信役務利用者情報を外部送信する指令を与える電気通信を送信する場合、電気通信役務の信頼性を確保する観点から**原則として利用者の同意を取得**
(・当該電気通信役務を利用する際に送信が必要な場合
・情報送信を利用者の求めに応じ停止するオプトアウト措置が導入されている場合
・利用の状況からみて利用者に与える影響が小さい電気通信事業等を除く)

個人情報保護法における規律

提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報**の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付け

個人情報法の領域に侵食

Keidanren
Policy & Action